

就業規則

特定非営利活動法人わがこと

2025年 4月 1日

目 次

第1章	総 則	第1条～第6条
第2章	人 事	
第1節	採 用	第7条～第14条
第2節	配転等	第15条～第19条
第3章	転換制度	第20条
第4章	服務規律	
第1節	従業員の義務	第21条～第36条
第2節	副業・兼業	第37条～第40条
第5章	勤 務	
第1節	所定労働時間等	第41条～第50条
第2節	休日	第51条
第3節	所定外労働等	第52条～第56条
第4節	適用除外	第57条
第6章	休暇及び休業	第58条～第72条
第7章	賃 金	第73条
第8章	休職及び復職	第74条～第79条
第9章	解 雇	第80条～第83条
第10章	退職及び定年	第84条～第91条
第11章	退職金	第92条
第12章	安全衛生及び災害補償	
第1節	安全及び衛生	第93条～第101条
第2節	災害補償	第102条～第104条
第13章	教育訓練	第105条～第106条
第14章	懲 戒	第107条～第113条
第15章	その他	第114条～第116条
	附 則	

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人わがこと（以下「会社」という。）と会社の従業員との権利義務関係及び従業員の労働条件を明らかにすること、並びに職場環境及び秩序を最適化することにより、従業員の有する能力の発揮を促し、労働生産性の向上を図ることを目的として、従業員の就業に関する基本的事項を定めるものである。

2 会社は、法令の改正、経済情勢、社会情勢、社内状況等によりやむを得ず労働条件を引き下げることがある。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従業員…この規則に定める手続により、常勤・臨時、無期労働契約（期間の定めのない労働契約をいう。以下同じ。）・有期労働契約（期間の定めのある労働契約をいう。以下同じ。）を問わずに会社に雇用された者をいう。
- (2) 正社員…無期労働契約による従業員であって、労働時間、職務内容及び勤務地のいずれにも制約なく基幹的業務に携わる正社員として雇用されたものをいう。
- (3) パートタイマー…有期労働契約（無期転換した後は無期労働契約）、無期労働契約による従業員であって、通常の正社員に比べ1日の所定労働時間又は1か月当たりの勤務日数が短く、主として補助的業務のためにパートタイマーとして雇用されたものをいう。
- (4) 契約社員…有期労働契約（無期転換した後は無期労働契約）による従業員であって、主として特定分野の定常業務に従事するため、契約社員として雇用されたものをいう。
- (5) 嘱託社員…定年退職した正社員のうち、第86条（定年等）の規定により有期労働契約で再雇用された者をいう。
- (6) 配偶者…戸籍上の配偶者に限らず、配偶者に相当する事実婚・同性婚を含むものとし、本条以外の就業規則及び社内規程においても同様の取扱いとする。
- (7) 子…実子又は養子及び特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、事実上、養子縁組関係と同じとみなされる子、配偶者（事実婚・同性婚を含む）の子を含むものとする。

(適用範囲)

第3条 この規則のすべての規定の適用を受けるのは、本規則第2章に定める採用に関する手続きを経て正社員として採用された者または他の雇用区分から正社員へ区分変更された者とする。

2 次の雇用区分に該当する者の労働条件のうち、この規則によらないものについては、次の区分に従い定めるものとする。

(1) パートタイマー…個別に定める労働契約書等

(2) 契約社員…個別に定める労働契約書等

(3) 嘱託社員…個別に定める労働契約書等

(4) その他、前項によらない労働契約によって採用された者…個別に定める労働契約書等

3 正社員として入社することが内定している者についても、この規則に定める服務規律(職務専念義務及び就業に係るものを除く。)の適用があるものとする。

(従業員の権利義務)

第4条 従業員は、この規則を遵守し、信義に従い誠実に権利を行使し、及び義務を履行すべきものであり、その債務の本旨に従った労務の提供を心がけなければならない。

2 従業員は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、これを濫用することがあってはならない。

3 この規則に定められた各種届出は特段の理由がない限り従業員本人が行わなければならない。これに違反した場合、又は手続を怠った場合はこの規則に定める利益を受けることができない。

(特約)

第5条 従業員と会社が労働契約で特約を定め、この規則の内容と異なる労働条件を合意していたときは、当該特約による労働条件を優先するものとする。

2 前項の特約の履行を妨げるやむを得ない事由が生じたときは、従業員と会社の双方の合意のうえで、当該特約の一部を変更し、又は全部を破棄することができる。

(就業規則による労働条件の変更)

第6条 この規則に定める労働条件及び服務規律等は、法律の改正及び経営環境の変化その他の業務上の必要により、従業員過半数の代表者の意見を聴いて、変更することができる。

2 会社は、この規則の変更による労働条件の変更について、直ちに周知するものとする。また、従業員は、周知された事項をよく理解するようにしなければならない。

第2章 人 事

第1節 採 用

(採用)

第7条 会社は、入社を希望する者の中より、選考試験に合格し、所定の手続きを経た者を正社員として採用する。

2 会社は、採用において性的指向・性自認・性表現に関する差別を行わない。応募段階では性別を把握することを要しない。

(採用手続)

第8条 会社は、入社を希望する者に対し、書類審査に必要な次の書類（会社が認めるときはその一部を省略することができる。）の提出を求めるものとする。

(1) 履歴書（提出日前3か月以内に撮影した写真を貼付させるものとする。）

(2) 職務経歴書

(3) 健康診断書（提出日前3か月以内に受診したものに限る。）

(4) 学業成績証明書及び卒業（見込）証明書（新卒者に限る。）

(5) 在留カードの写し（在留資格を有する外国人に限る。）

(6) 各種資格証明書

(7) その他会社が必要とするもの

2 会社は、採用決定に先立ち内定者を決定することができ、当該採用内定者に対し、内定通知書を交付する。

3 提出された第1項各号の書類は、不採用の場合は、直ちに、書留郵便により、本人に返還する。

(内定取消事由)

第9条 採用内定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、内定を取り消し、採用しない。

(1) 採用の前提となる条件（卒業、免許の取得等）が達成されなかったとき。

(2) 入社日までに健康状態が採用内定時より低下し、職務に堪えられないと会社が判断したとき。

(3) 反社会的勢力またはそれに準ずる団体や個人と関係があることが判明したとき。

(4) 書類審査時の提出書類に偽りの記載をし、又は面接時において事実と異なる経歴等を告知していたことが判明し、会社との信頼関係を維持することが困難になったとき。

(5) 採用内定後に犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行ったとき。

(6) 第 8 条第 2 項に定める採用内定時には予想できなかった会社の経営環境の悪化、事業運営の見直し等が行われたとき。

(7) その他前各号に準ずる又はやむを得ない事由があるとき。

(誓約及び採用決定時の提出書類)

第 10 条 新たに従業員となった者は、採用時誓約書等に署名し、これを会社に提出してからでなければその職務を行ってはならない。ただし、天災その他会社が認める理由がある場合において、従業員が採用時誓約書を提出しないでその職務に従事したときは、その理由がやんだ後すみやかに提出すれば足る。

2 従業員として採用された者は、会社が指定する日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、会社が認めた場合は、提出期限を延長し、又は提出書類の一部を省略することができる。

- (1) 特定個人情報等の取扱いに関する同意書
- (2) 住民票記載事項の証明書
- (3) 源泉徴収票（入社の年に給与所得のあった者に限る。）
- (4) 年金手帳（既に交付を受けている者に限る。）
- (5) 雇用保険被保険者証（既に交付を受けている者に限る。）
- (6) 給与所得の扶養控除等（異動）申告書
- (7) 健康保険被扶養者届（被扶養者がいる者に限る。）
- (8) 賃金の口座振込に関する同意書
- (9) 労働契約締結にかかる誓約書
- (10) その他本人の身元確認等のため会社が必要とする書類

3 前項各号に掲げるいずれかの書類の提出を拒んだ場合又は書類に不正が認められた場合は、採用を取り消す。

4 第 2 項各号の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面で会社にこれを届け出なければならない。

(個人番号及び個人情報の取扱い)

第 11 条 会社は、従業員本人から取得した従業員の個人番号及び個人情報を次の各号の目的のために利用する。

- (1) 従業員（扶養親族を含む。）に係る個人番号関係事務及び個人番号利用事務（これらに関連する事務を含む。）のため
 - ① 源泉所得税関連事務
 - ② 地方税特別徴収関連事務
 - ③ 支払調書（保険取引に関するものを含む。）
 - ④ 雇用保険関連事務

⑤ 健康保険・厚生年金保険関連事務

⑥ その他これらに関連する事務等

(2) 給与計算（各種手当支給）及び支払手続のため

(3) 法令に従った医療機関又は健康保険組合からの健康情報の取得のため

(4) 福利厚生等の各種手続のため

(5) 万が一のことがあった際の緊急連絡先の把握のため

(6) 前各号のほか、会社の人事政策及び雇用管理の目的を達成するために必要な事項のため

2 会社は、所要の安全管理措置を講じたうえで、採用された者から個人番号の提供を求めることができる。この場合において、採用された者は、会社が行う従業員からの個人番号の取得及び本人確認（扶養親族等に係るものを含む。）に協力しなければならない。この場合において、協力しなかったことによる不利益は本人が負うものとする。

（労働条件の明示）

第12条 会社は、従業員との労働契約の締結に際し、労働条件通知書を交付して、次の各号に掲げる事項を明示する。

(1) 労働契約の期間

(2) 就業の場所及び従事する業務…雇入れ直後の勤務地又は職務の内容及びその後の配転の可能性等を明示するものとする。

(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇

(4) 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切日及び支払の時期並びに昇給及び降給

(5) 定年、退職となる事由、退職の手続、解雇の事由及び解雇の手続並びに退職金制度の対象の有無

(6) 休職制度の対象となる従業員にあつては、休職事由及び休職期間

(7) 当該従業員の労働契約に期間の定めがあるときは、当該契約の更新の有無及び更新がある場合におけるその判断基準

(8) 当該従業員が契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員であるときは、昇給の有無、賞与の有無、退職金の有無及び雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

2 会社は、前項の労働条件その他従業員の待遇に変更があったときは、文書又は社内メールにより、その内容を周知するものとする。

（試用期間）

第13条 新たに採用した者については、採用の日から3か月間を試用期間とする。

2 試用期間中における従業員との雇用関係は仮採用によるものとし、試用期間の終了をもって、会社は当該従業員を本採用する。

- 3 会社は、試用期間中の従業員の業務適性等を総合的に判断し、試用期間が満了するまでに本採用の有無を決定する。
- 4 会社は、従業員の採用決定時における評価及び試用期間中の業務遂行状況等を鑑み、試用期間を短縮すること又は設けないことができる。
- 5 会社は、試用期間満了までに試用期間中の従業員の業務適性等に関して最終的な判断をすることが困難である場合、労働契約の解約権を留保したうえで、最長で通算6か月まで試用期間を延長することができる。
- 6 従業員が試用期間中に業務災害により休業する場合は、当該休業期間における試用期間の経過を中断し、復職後試用期間を再開することができる。
- 7 試用期間は、勤続年数に通算する。
- 8 試用期間中の従業員の労働条件は、個別に定める。
- 9 本採用は、書面の交付をもって通知する。

(本採用拒否)

第14条 試用期間中の従業員が次の各号のいずれかに該当し、従業員として不適格であると認めるときは、会社は、採用を取り消し、本採用を行わない。

- (1) 遅刻・早退及び欠勤が多い、又は休みがちである等、出勤状況が悪いとき。
 - (2) 所属長の指示に従わない、同僚との協調性がない、仕事に対する意欲が欠如している、又は勤務態度が悪いとき。
 - (3) 必要な教育は施したが会社が求める能力に足りず、かつ、改善の見込みも薄い等、能力が不足すると認められるとき。
 - (4) 反社会的勢力またはそれに準ずる団体や個人と関係があることが判明したとき。
 - (5) 採用選考時又は採用決定時の提出書類に偽りの記載をし、又は面接時において事実と異なる経歴等を告知していたことが判明し、会社との信頼関係を維持することが困難になったとき。
 - (6) 必要書類を提出しないとき。
 - (7) 健康状態（精神の状態を含む。）が悪いとき。
 - (8) 会社の従業員としてふさわしくないと認められるとき。
 - (9) 第22条の遵守事項その他この規則の規定に従わない又は違反したとき。
 - (10) 第80条の解雇の事由に該当するとき。
 - (11) その他前各号に準ずる事由
- 2 採用の取消しは、試用期間満了前であっても行うことができる。この場合において、これが解雇に該当し、採用の日から14日を経過していたときは、第81条（解雇予告）の規定を準用する。

第2節 配転等

(配 転)

第15条 会社は、業務上の必要があるときは、従業員に配転を命ずることができる。

2 従業員（職務又は勤務地に限定がないものに限る。）は、正当な理由がない限り配転を拒むことができない。

3 会社は、会社経営上のやむを得ない事由があるときは、職務又は勤務地に限定が設けられている正社員であっても、配転を命ずることがある。ただし、その場合には、あらかじめ本人の同意を得るものとし、その同意が得られない場合には、会社は、配転を命ずることはない。

4 第1項で定める配転とは、次のとおりとする。

（1）配置転換…同一事業場内での担当業務等の変更

（2）転勤…勤務地の変更を伴う所属部門の変更

（3）職種変更…職種の変更

（4）一時異動…災害その他避けることのできない事由により本来の事業場における就業が困難となり、臨時的に勤務場所を移転した場合における当該勤務場所への一時的な配転

（5）応援…会社の要請により所属事業場に在籍したまま行われる、一時的な他の担当業務又は勤務地における勤務

5 配転命令は、辞令を交付して行う。

6 配転の効力は、辞令の発効日をもって生ずる。

(出 向)

第16条 会社は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、関係会社又は団体（以下「出向先」という。）及び特定の従業員との三者間の協定を締結し、一定期間、当該従業員との労働契約関係を維持したまま、当該従業員と出向先との間にも労働契約を締結させ、当該出向先においてその労務に従事させること（以下「出向」という。）を命ずることができる。

（1）出向先への経営及び技術の指導

（2）従業員の職業能力の形成及び発展

（3）事業部門の分社化等に伴う人事戦略

（4）その他会社の発展及び従業員のキャリア形成に資する事由

2 会社は、出向に際し、出向期間その他の労働条件を前項の協定に定めるものとし、労働条件が低下しないよう必要な措置を講ずるものとする。

3 第1項の協定は、出向協定書を用いるものとする。

(転 籍)

第 17 条 会社は、前条第 1 項各号に掲げる事由（第 1 号の「出向先」は「転籍先」と読み替えるものとする。）のいずれかに該当するときは、特定の従業員の同意を得たうえで、会社との労働関係を終了させ、新たに転籍先との間に労働契約関係を成立させること（以下「転籍」という。）を命ずることができる。

2 会社は、転籍に際し、転籍時に残余する年次有給休暇その他の労働条件を転籍先と協定し、労働条件が低下しないよう必要な措置を講ずるものとする。

(業務引継ぎ、着任)

第 18 条 人事異動等を命じられた者、退職する者及び解雇された者は、速やかに、かつ、確実に業務の引継ぎを完了しなければならない。

2 昇進する者及び人事異動等を命じられた者は、指定された日までに着任しなければならない。

3 前各項に違反し、引継ぎを怠った場合、不完全な引継ぎを行った場合又は指定された日までに着任しなかった場合、その他業務に支障をきたした場合には、懲戒処分の対象となる。

(昇進・昇格、降職・降格等)

第 19 条 会社は、業務の適正な運営及び発展のため、昇進、昇格を行うことがある。

2 会社は、従業員が職務の評価により、又は本規則の服務に関する規定に抵触したとき、降職、降格を行うことがある。

第 3 章 転換制度

(無期転換)

第 20 条 会社における有期労働契約期間を通算した期間（以下「通算契約期間」という。）が 5 年を超えることが見込まれる契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員であって、引き続き雇用を希望するものは、会社に対し、無期労働契約へ転換すること（以下「無期転換」という。）の申込みをすることができるものとし、申込みをした契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員の労働契約は、現に締結している労働契約が満了する日の翌日から無期労働契約となる。

2 無期転換の申込みは、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日の 1 か月前までに、書面で行わなければならない。

3 新たな労働契約を締結したことにより、通算契約期間が 5 年を超えることとなる契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員であって、引き続き雇用されることを希望するもの

に対し、会社は、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日の1か月前までに、無期転換の申込みをするよう勧奨することができる。

4 無期転換後の労働契約は、定年の定めがあるものとし、当該定年は、第86条（定年等）に定めるところによる。

5 無期転換後の契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員の労働条件（契約期間及び定年を除く。）は、原則、従前と同一とする。

第4章 服務規律

第1節 従業員の義務

（服務の基本原則）

第21条 会社は社会的な存在と認識し、従業員は社会人として社会的なルール及びマナーを当然守らなければならない。

2 従業員は、この規則及びその他の諸規程を遵守し、業務上の指揮命令に従い、自己の業務に専念し、業務運営を円滑に行うとともに、相互に協力して職場の秩序を維持しなければならない。また、従業員は、相互の人権及び人格を尊重し合い、快適な職場環境を形成していかなければならない。

3 従業員は、本章の各条に掲げる事項を守り、服務に従い職務に精励しなければならず、これに違反したときは、原則として、この規則による懲戒の対象となることを認識しなければならない。

（遵守事項）

第22条 従業員は、次の各項に掲げる義務を遵守し、服務に精励しなければならない。

2 従業員は、労働時間及び職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用い、会社の指揮命令のもと、職務のみに従事する義務（「職務専念義務」という。以下同じ。）を負い、次の各号に掲げる職務専念に関する事項を守らなければならない。

（1）労働時間中は許可なく職場を離れ、又は責務を怠る等の行為をしないこと。

（2）労働時間中に、職務上の必要がないにもかかわらずSNSにアクセスしたり、又は職務と関係のないWEBサイトを閲覧したりしないこと。

（3）会社の許可なく、労働時間中に政治活動、宗教活動、業務に関係のない放送、宣伝、集会、又は文書画の配布、回覧、掲示その他これに類する活動をしないこと。

（4）会社の許可なく、自ら事業を行わないこと。

3 従業員は、職場環境を維持する義務（「職場環境維持義務」という。以下同じ。）を負い、次の各号に掲げる職場環境維持に関する事項を守らなければならない。

- (1) この規則その他これに付随する会社の諸規程を遵守し、これらに定める禁止事項を行わないこと。
 - (2) 他の従業員、経営者、取引関係者等を誹謗中傷してはならない。他の従業員、経営者、取引関係者等と円滑な交流をなし、行動に品位を保つなどして、職場環境の向上に努めること。
 - (3) 会社の資産と私物の区別を明確にし、会社資産を職務以外に使用せず、備品等を大切にし、消耗品の節約に努め、書類は丁寧に扱いその保管を厳にすること。
 - (4) 電熱器等の火気を許可なく使用しないこと。
 - (5) 常に職場を整理整頓し、気持ちよく勤務ができるように努めること。
 - (6) 会社が認める特別な場合を除き、酒気を帯びて勤務しないこと。
 - (7) 労働時間中は休憩時間を除き喫煙しないこと。
 - (8) 会社施設内で、賭博その他これに類似する行為を行わないこと。
 - (9) 第 29 条（あらゆるハラスメントの禁止）に定める行為により、他の従業員に不利益を与え、又は職場の環境を低下させないこと。
 - (10) 他の従業員を教唆してこの規則に反するような行為、秩序を乱すような行為をしないこと。
- 4 従業員は、秘密を保持する義務（「秘密保持義務」という。以下同じ。）を負い、次の各号に掲げる秘密保持に関する事項を守らなければならない。
- (1) 会社内外を問わず、在職中又は退職後においても、会社のノウハウ、企画案並びに技術情報等の営業秘密のほか、取引関係者・従業員等の個人情報（個人番号を含む。）、職務上知り得た秘密、ID 及びパスワード等、プライバシー及びスキャンダル情報等いかなる情報であっても業務以外の目的で、開示、提供、利用、保管し、又は第三者に漏えいしてはならない。
 - (2) 秘密情報等のコピー等をして社外に持ち出さないこと（会社が事前許可した場合に限り、適切な管理の下に会社が指定した方法による場合を除く。）。
 - (3) ID カード等を会社の許可なく他の従業員に貸与しないこと。
 - (4) 会社の許可なく、会社の業務に関連する出版又は講演を行わないこと。
 - (5) 従業員は、会社情報を第三者に発信しようとするときは、稟議決裁等を経て、会社の確認を受けてからでなければ発信してはならない。
- 5 従業員は、会社内外を問わず会社の信用を失墜させることのないようにする義務（「信用保持義務」という。以下同じ。）を負い、次の各号に掲げる信用保持に関する事項を守らなければならない。
- (1) 暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力と関わりを持ったり、交流したり、又はそのように誤解される行為をしないこと。
 - (2) 会社の内外を問わず、会社や会社に関係する者の名誉を傷つけたり、信用を害したり、体面を汚す行為をしないこと。

- (3) 職務に相応しい服装を心がけ、他人に不快感を与える服装又は行動は避けること。
- (4) 職務について、取引先から金品を受け取ることや、私事の理由で貸借関係を結ぶこと等の私的な利益を甘受しないこと。
- (5) 酒気を帯びて車両等を運転しないこと。
- (6) 過労、病気及び薬物の影響その他の理由により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転しないこと。

6 従業員は、次の各号に掲げる義務事項を守らなければならない。

- (1) 業務上の技術の研鑽向上に努めること。
- (2) 職務の権限を越えて専断的なことを行わないこと。
- (3) 外国人である従業員は、出入国管理及び難民認定法、その他在留外国人に関する法律を遵守すること。
- (4) その他、会社の命令、注意、通知事項を遵守すること。
- (5) 会社の指示により受診した健康診断の結果を遅滞なく会社に提出すること。
- (6) 本章に抵触する行為の他、会社の利益を損じる行為をしないこと。

(不当利得等の禁止)

第 23 条 従業員は、通勤又は旅行経路の虚偽報告や費用の水増し等により、不当に利得を得てはならない。この場合において、会社は、不当に利得を得た従業員（当該行為を教唆した従業員を含む。）に対して、不当に得た利得を返還させ、及び懲戒処分の対象とするものとし、当該行為が刑法上の横領と認められるときは、併せて刑法上の手続をとることがある。

(出出勤)

第 24 条 従業員は、出社及び退社に際しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 始業時刻には業務を開始できるように出勤しなければならない。ただし、始業時刻前の乖離した時刻に出勤してはならない。
- (2) 終業時刻後は、特別な用務がない限り速やかに退社すること。
- (3) 退社するときは、機械、器具及び書類等を整理整頓し、安全及び火気を確認すること。
- (4) 出勤の事実並びに始業及び終業時刻を会社が適正に把握することができるよう、従業員は、自ら即時にタイムカード等により記録して、その事実につき所属長の確認を得ること。
- (5) 所定外労働又は休日出勤については、第 52 条（所定外労働及び休日出勤）の規定に従うこと。

2 前項第 4 号の記録を遅滞し、又は他の従業員に記録の代行をさせる等の行為により、記録の客観性を損なわせた場合は、本人又は記録を代行した者に対して懲戒を行う。

- 3 勤務時間中私用により外出する場合は、所属長の許可を受けなければならない。
- 4 出社及び退社（私用による外出の場合を含む。）において、日常携帯品以外の品物を持ち込み又は持ち出そうとするときは、会社の許可を受けなければならない。

（遅刻、早退、欠勤等）

- 第 25 条 従業員は、遅刻、早退又は欠勤のおそれがあるときは、直ちに所属長に届け出て、その対応について指示を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない理由で事前に届け出ることができなかった場合は、当該事実及びその理由を直ちに報告しなければならない。
- 2 欠勤の理由が傷病である場合、会社は、その日数にかかわらず、医師の証明書又は診断書その他勤務し得ない理由を明らかにする証明書類を求めることができる。
 - 3 遅刻、早退又は欠勤の状況により、会社が必要と認めるときは、従業員に対して会社の指定する医師の診断を受けることを求めることができる。
 - 4 遅刻、早退、欠勤及び職場離脱（許可なく行った私用面会及び私用外出をいう。）により勤務しなかった時間の賃金については、別に定める賃金規程により控除の対象とする。
 - 5 第 1 項の届出又は報告は、原則として、会社指定の用紙にて書面により行うものとする。ただし、緊急の場合の届出は、電話又は電子メール等の適宜の方法により行い、事後直ちに当該事実及びその理由を報告するものとする。

（無断欠勤）

- 第 26 条 正当な理由なく事前の届出をせず、また、当日の始業時刻までに、又は始業後 1 時間以内に電話又は電子メール等の適宜の方法による届出をせず欠勤したときは、無断欠勤とする。届出のある欠勤であっても正当な理由が認められないものについても同様とする。

（面 会）

- 第 27 条 従業員は、労働時間中に私用により外来者と面会又は私用により外出してはならない。ただし、緊急やむを得ない場合であって、会社の許可を受けた場合はこの限りでない。

（各種届出義務）

- 第 28 条 従業員は、次の事項に異動が生じることとなる又は生じた場合には、あらかじめ、又は異動が生じた日から 1 週間以内に会社に届け出なければならない。

- （1）氏名
- （2）現住所、通勤経路
- （3）扶養親族

(4) 学歴、資格・免許

- 2 届出に遅滞があったことによる不利益は、原則として、従業員が負うものとする。
- 3 届出に故意による遅滞又は虚偽の記載があり、不当に利得を得たときは、会社はこれを返還させ、懲戒処分を行うことができる。また、当該行為が刑法上の横領と認められるときは、懲戒処分を行うとともに、刑事上の手続をとることができる。
- 4 前項の規定は、当該行為を教唆した従業員にも適用する。

(あらゆるハラスメントの禁止)

第 29 条 従業員は、他の従業員等（正社員、契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員のほか、会社の指揮命令の下にある派遣労働者を含む。以下、本条において同じ。）の権利及び尊厳を尊重し、次の各号に掲げる行為又は言動（以下「ハラスメント」と総称する。）を行ってはならない。また、ハラスメントに対する従業員等の対応により当該従業員等の労働条件につき不利益を与えることも禁止する。

- (1) 職場における性的な言動に対する他の従業員の対応等により当該従業員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の従業員の就業環境を害すること（いわゆる「セクシュアルハラスメント」）。この場合において、相手の性的指向又は性自認の状況に関わらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。また、本号における「他の従業員」とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての従業員を含むものとする。
 - (2) 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為や言動を行うこと（いわゆる「パワーハラスメント」）。
 - (3) 職場において、上司や同僚が、男女従業員の妊娠・出産・育児、介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により従業員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性従業員の就業環境を害すること（いわゆる「マタニティハラスメント・ケアハラスメント」）。この場合において、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、本号のハラスメントには該当しない。
 - (4) 前三号のほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど、職場内でのあらゆるいじめ行為及びこれらに該当すると疑われるような行為を行うこと。また、ハラスメントに対する従業員等の対応により当該従業員等の労働条件につき不利益を与えること。
- 2 従業員は、ハラスメントにより被害を受けた場合、又は被害を受けるおそれのある場合は、第 115 条（相談窓口）の相談窓口に対して相談及び苦情を申し立てることができる。これらの申立てを受けた場合は、会社は、速やかにその旨の報告、事実関係の調査に着手

するとともに、申立人が申立後もハラスメントによる被害を受けないように対処するものとする。

- 3 会社は、従業員が、ハラスメントに関し相談をしたこと、又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、職場においては人事異動、人事評価等の人事管理上の処遇において、教育の場においては成績評価等において、相談者及び情報提供者等に不利益な取扱いをすることはない。

(個人情報・個人番号の取扱い)

第30条 従業員は、他の取引関係者及び従業員等に係る個人情報（個人番号を含む。以下同じ。）を取り扱うにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない、これに違反したときは、この規則に定める懲戒の対象となる。

- (1) 不正な手段で個人情報を取得・収集しないこと。
- (2) 業務に関係のない個人情報を取得・収集しないこと。
- (3) 法律で定める場合のほか、自らの個人番号を他人に開示・提供しないこと。
- (4) 業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に知らせてはならないこと。退職後においても同様とする。
- (5) 業務の必要の範囲を超えて個人情報が含まれる書類又は電子データ等を複写又は複製してはならないこと。
- (6) 個人番号及び個人番号を含む個人情報については、業務の必要の範囲を超えてデータベースを作成してはならないこと。
- (7) アクセス制限のある個人情報には、権限の範囲を超えてアクセスしてはならないこと。
- (8) 個人情報を漏えい、滅失及びき損した場合、又はその兆候を把握した場合には、個人情報に係る管理責任者に速やかに報告し、その指示に従うこと。
- (9) 個人番号及び個人番号を含む個人情報については、これらが含まれる書類又は電子データ等は、業務の必要の範囲を超えて保管してはならず、業務に必要なくなった場合には、速やかに、廃棄処分とすること。
- (10) 配転又は退職に際し、自らが管理していた個人情報が含まれる書類又は電子データ等を速やかに返却しなければならないこと。

(パソコン、携帯電話等の適正利用)

第31条 従業員は、次の事項を遵守してパソコン、携帯電話等の情報端末を使用し、適切な情報ネットワーク環境の維持及び社内情報の毀損又は漏えいの防止に努めなければならない。

- (1) 会社が従業員に貸与したパソコン、携帯電話等を業務以外の目的で使用しないこと。
- (2) 会社が指定したウイルス・スパイウェア対策ソフトを適正に運用すること。

- (3) 会社内外を問わず、業務に使用するパソコン、携帯電話、その他電子計算機類において、ファイル交換ソフトその他の情報管理上問題が発生する可能性があるソフトウェア又は業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。
 - (4) 会社の許可なく、私物のパソコン、携帯電話、又は USB 等を会社のパソコンに接続しないこと。
 - (5) アクセス権限のない者が操作できないようにパスワード設定をすること。
 - (6) 会社が貸与する携帯電話、パソコン、その他情報関連機器（保存されている情報も含む。）を、紛失又は破損しないこと。また、当該情報関連機器を紛失又は破損した場合は、直ちに、情報漏えい防止の対策を行うとともに、会社に報告すること。
- 2 会社は、必要に応じて従業員が送受信した電子メールの情報を閲覧することができる。
 - 3 会社は、業務上の必要がある場合は、従業員に貸与したパソコンに保存されたデータを閲覧することができる。この場合、従業員は会社による閲覧を拒むことはできない。

（個人端末の使用）

第 32 条 従業員は、会社の許可なく私物のパソコン、モバイル P C 及びスマートフォン、その他電子機器類（以下「個人端末」という。）を業務に使用してはならない。

- 2 会社の許可を受けて個人端末を使用する場合には、インストールされているソフトを確認するなど定められた使用条件に従わなければならない。
- 3 会社の許可なく、個人端末に顧客に関する情報、その他秘密情報を記録しないこと。やむを得ず顧客の電話番号、メールアドレス等を記録する場合は、セキュリティー管理が可能な機種を選択し、私物の機器であっても会社が貸与する機器と同様に、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

（ソーシャルメディアの適正利用）

第 33 条 従業員がソーシャルメディアを利用する際には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会社の信用を失墜させるような発信は厳に慎むこと。
- (2) 会社及び他者の技術上、営業上、経営上の機密情報を発信してはならないこと。
- (3) 会社はもちろん、同僚、お客様や取引先その他いわゆる他人に対する中傷は発信してはならないこと。
- (4) 人種や宗教、性別等に関する中傷、特定の個人に対する侮辱やプライバシーを侵害する内容、わいせつな内容は発信してはならないこと。
- (5) 会社のロゴや商標を、会社の許可なく使用せず、その他、著作権、商標権、肖像権など第三者の権利を尊重し、侵害してはならないこと。
- (6) 所定労働時間中は、自らの副業の利益を誘導するような発信は行わないこと。
- (7) 常に誠実な態度で良識ある発信を行うよう、心がけること。

- (8) 会社に関連した事柄を発信する際には、身元(氏名、必要な場合には会社での所属)を明らかにし、一人称で行うこと。また、「このサイトの掲載内容は私個人の見解であり、会社の立場や意見を代表するものではありません」との免責文を入れること。
- (9) 読み手がどのような受止め方をするかを考え、内容、表現に留意すること。特に政治・宗教など意見が分かれる問題について発信するときには、より慎重に行うこと。
- (10) 発信してよいか迷ったら、上司や同僚に相談するか、発信しないようにすること。

(反社会的勢力の排除)

第 34 条 従業員は、反社会的勢力と一切の関係をもってはならない。これに違反した場合は、就業規則に定める懲戒解雇、その他の懲戒処分を行うものとする。

- 2 前項の「反社会的勢力」とは、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ等、特殊知能暴力団等その他反社会的勢力の構成員、その他これらに準じるものをいう。

(所持品検査)

第 35 条 会社は、必要に応じてその理由を明示のうえ、所持品の検査を行うことができる。この場合、従業員はこれに応じなければならない。

(入場禁止及び退場)

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、事業場内への入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 会社内の秩序及び風紀を乱し、又はそのおそれがあると思われる者
- (2) 火気、凶器、毒物、薬物その他業務遂行に不要なものを携帯する者
- (3) 酒気を帯び又は酒類を携帯する者
- (4) その他会社が入場禁止を必要と認めた者

第 2 節 副業・兼業

(副業・兼業の原則)

第 37 条 従業員は、所定労働時間外に、副業(本業以外に行う職業であって兼業以外のものをいう。)を行おうとするときは、本節の定めるところによらなければならない。また、兼業(他の事業主に雇用されること又は役職に就くこと等をいう。)は、禁止する。

- 2 副業とは、私的時間の有効活用の範囲として、これを通じて、会社の組織人としての知見・能力の向上を資して行われるべきことであることを認識しなければならない。

(副業の範囲)

第 38 条 副業とは、次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。ただし、いずれの場合もこの規則に定める職務専念義務に違反することがあってはならない。

- (1) 投資行為により、継続的に収益を上げることを目的とする行為をすること。
- (2) 自ら出版をし、又は講演を行うこと。
- (3) 第三者（法人を含む。）からの不定期の依頼に基づき、特定の業務を請け負うこと。
- (4) 第三者（法人を含む。）からの依頼に基づき、継続的に業務を請け負うこと。
- (5) 自ら事業を営むこと。

2 所定労働時間内の副業（インターネットを用いた業務を含む。）は、これを禁止する。

(副業の申請)

第 39 条 副業を行うことを希望する従業員は、あらかじめ「副業届」を、所属長を経由して会社に提出しなければならない。

- 2 従業員は、提出した副業届の内容に相違が生じた場合には、速やかにその内容を届け出なければならない。
- 3 会社は、適宜副業の実態についての調査・ヒアリング等を行うものとする。
- 4 従業員は、副業を終了した場合には速やかに会社に届け出なければならない。

(副業の制限)

第 40 条 副業が次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止し、又は制限することができる。

- (1) 副業が所定労働時間中に行われる場合
- (2) 副業により職務専念義務等に違反し、労務提供上の支障がある場合
- (3) 競業により会社の利益を害する場合
- (4) 不正競争防止法による営業秘密の不正な使用又は開示を伴う場合
- (5) 企業秘密の漏えいのおそれがある場合
- (6) 長時間労働により本人又は第三者の生命や健康を害するおそれがある場合
- (7) 副業の態様により会社の社会的信用を失墜させる、又は信頼関係を破壊するおそれがある場合

2 副業を行う従業員は、前項各号の趣旨をよく理解し、自ら副業を行う時間の把握・管理及び健康状態の把握・管理を行わなければならない。

第5章 勤 務

第1節 所定労働時間等

(この章における用語の定義と適用範囲)

第41条 この章における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 所定労働時間…会社が定める原則の始業時刻から終業時刻までの時間であって、会社の指揮命令に基づく業務を行うべき時間をいう。
- (2) 法定労働時間…労働基準法により定められた1週間につき40時間まで、及び1日につき8時間までの労働時間をいう。
- (3) 始業時刻…会社の指揮命令に基づく業務を開始すべき時刻をいう。
- (4) 終業時刻…会社の指揮命令に基づく業務を終了すべき時刻をいう。
- (5) 休憩時間…労働時間の途中に与える従業員が自由に利用できる時間をいう。
- (6) 所定外労働（残業）…会社の所定労働時間を超える労働をいう。
- (7) 時間外労働…1週間につき40時間又は1日につき8時間を超える労働をいう。
- (8) 休日出勤…第51条の会社の休日における労働をいう。
- (9) 休日労働…法定休日における労働をいう。
- (10) 深夜労働…午後10時から翌日の午前5時までの労働をいう。
- (11) 1週間…月曜日から起算する連続した7日間をいう。

2 契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員については、本章の規定の一部を適用せず、別に定めるところによる。

(所定労働時間、始業・終業時刻および休憩時間)

第42条 所定労働時間（休憩時間を除く。以下同じ。）は、原則として、1週間については40時間とし、1日については8時間とする。

2 始業・終業時刻および休憩時間は次のとおりとする。

- (1) 始業時刻…午前9時00分
- (2) 終業時刻…午後6時00分
- (3) 休憩時間…正午から午後1時00分

3 従業員は、始業時刻に業務を開始できるよう余裕をもって出勤しなければならない。また、終業時刻までに業務が終了するよう職務に専念しなければならず、業務終了後は、速やかに退社しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員の所定労働時間については、業務の態様、本人の希望に応じて、個別労働契約により定めることができる。

- 5 会社は、やむを得ない事情がある場合又は業務上の必要があるときは、始業・終業時刻および休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(始業、終業時刻等の変更)

第 43 条 交通ストその他やむを得ない事情がある場合又は業務上の必要がある場合は、全部又は一部の従業員について、始業、終業の時刻及び休憩時間を変更することができる。この変更は、所定労働時間の範囲内において行う。

(変形労働時間制)

第 44 条 会社は、業務の必要があるときは、労働基準法に定める変形労働時間制、フレックスタイム制を採用することができる。

(1 か月単位の変形労働時間制)

第 45 条 所定労働時間は、毎月 1 日を起算日とする 1 か月単位の変形労働時間制によることができる。この場合には、1 か月を平均して 1 週間当たり 40 時間以内の範囲で所定労働日、所定労働日ごとの始業及び終業の時刻を定める。

- 2 前項の規定による所定労働日、所定労働日ごとの始業及び終業の時刻は、従業員に対し、事前に文書で通知するものとする。
- 3 会社は、やむを得ない事情がある場合又は業務上の必要があるときは、始業・終業時刻および休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(1 年単位の変形労働時間制)

第 46 条 所定労働時間は、労使協定を締結し、一会計年度の初日から末日までの 1 年間を対象期間とする 1 年単位の変形労働時間制によることができる。この場合には、1 年間を平均して 1 週間当たり 40 時間以内の範囲で所定労働日、所定労働日ごとの始業及び終業の時刻を定めるものとする。

- 2 前項の規定による所定労働日、所定労働日ごとの始業及び終業の時刻は、1 か月ごとに月間勤務カレンダーで定めるものとし、当該月間勤務カレンダーは、各該当月の 30 日前までに文書で従業員へ通知するものとする。
- 3 会社は、やむを得ない事情がある場合又は業務上の必要があるときは、始業・終業時刻および休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げることがある。

(フレックスタイム制)

第 47 条 会社が必要と認めた場合には、労使協定を締結し、毎月 1 日を起算日とするフレックスタイム制を実施することができる。この場合において、始業及び終業時刻並びに休憩時間は、次項に定める範囲で従業員の決定に委ねるものとする。

- 2 フレックスタイム制を適用する従業員の始業時刻及び終業時刻は、フレックスタイム制に関する労使協定に定める事項に従って、当該従業員が業務の進捗状況を鑑みて決定することができる。
- 3 前項の労使協定に定めるフレキシブル・タイム以外の時間帯に出社又は退社しようとするときは、あらかじめ所属長の許可を受けなければならない。
- 4 本条の対象者の範囲、清算期間、清算期間における総労働時間、標準となる1日の労働時間、その他の事項については労使協定で定めるものとする。
- 5 フレックスタイム制実施期間中であっても、緊急性若しくは業務上の必要性の高い会議、出張、打合せ又は他部署や他社との連携業務がある場合には、出社、出張等を命ずることができる。
- 6 本条のフレックスタイム制は、部門又は対象従業員を限定して実施することができる。
- 7 従業員が始業時刻及び終業時刻を決定する場合、業務の関係者における状況に留意し、従業員が業務を分担する必要性が高いと認められるときは、その業務に協力するように始業時刻及び終業時刻を決定しなければならない。

(事業場外の労働)

- 第48条 主として事業場で労働する従業員の労働時間は、従業員の申告に基づく業務日報により算定する。ただし、労働時間を算定し難いときは、その日は所定労働時間労働したものとみなす。
- 2 出張中の従業員について、労働時間を算定し難いときの労働時間の算定は、前項ただし書を適用する。
 - 3 事業場外労働に関する労使協定に定める対象従業員については、労働時間の全部又は一部について事業場で業務を行う場合、通常の業務の遂行に必要とされる時間を当該労使協定に定め、事業場外での業務については、その時間の労働を行ったものとみなす。
 - 4 前項における通常の業務の遂行に必要とされる時間と事業場内での労働時間の合計が法定労働時間を超える場合は、その超えた時間については通常の労働の賃金に法定で定める割増賃金を加算して支払う。

(裁量労働制)

- 第49条 会社は、業務の必要があるときは、労使協定を締結し、労働時間の算定について、労働基準法に定める裁量労働に係るみなし労働時間制を採用することができる。

(休憩時間の利用)

- 第50条 従業員は、前条の休憩時間を自由に利用することができる。ただし、職場秩序及び風紀を乱す行為、施設管理を妨げる行為その他服務規律に反する行為を行ってはならない。

第2節 休日

(会社の休日)

第51条 会社の休日は、下記を基準として毎年カレンダー等で指定する、

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日
- (4) その他会社が指定する日

2 法定休日は日曜日とする。

3 会社は、会社行事その他の業務上の都合によりやむを得ない場合は、あらかじめ振替休日（休日に振り替えられる労働日をいい、できる限り同一週内の日を指定するものとする。）を指定して、当初休日とされた日に労働させることができる。

4 当初休日とされた日に労働する場合、当該日は通常の労働日として、原則として第42条（所定労働時間、始業・終業時刻および休憩時間）に定める所定労働時間により業務を行わなければならない。

第3節 所定外労働等

(所定外労働及び休日出勤)

第52条 会社は、業務の都合により所定外労働又は休日出勤を命ずることができる。この場合における時間外労働及び休日労働については、会社はあらかじめ従業員の過半数を代表する者と締結する労使協定（以下「36協定」という。）の範囲内でこれを行う。

2 臨時的な業務の必要があるときは、36協定の特別条項に定めるところにより、1か月及び1年間についての労働時間の延長時間を更に延長することができる。この場合における、更に延長する時間数、延長する場合の手続、当該延長時間に係る割増賃金率等は、36協定に定めるところによる。

3 所定外労働及び休日出勤は、業務命令として、従業員は、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

4 所定外労働及び休日出勤は、所属長の命令に基づき行うことを原則とする。ただし、従業員が業務の遂行上必要と判断した場合は、事前に会社又は所属長に申請をし、許可を受けて行うことができる。

5 前項にかかわらず、事前に許可を受けることができないときは、事後直ちに届け出てその承認を得なければならない。

6 第4項の命令若しくは許可申請又は前項の届出は、会社指定の用紙にて書面により行う。

- 7 短時間社員については、第1項の規定は適用せず、所定外労働又は休日出勤の可否及びその範囲を個別に定めることができる。
- 8 本条の規定にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1か月について100時間未満でなければならない、かつ、2か月から6か月までを平均して月80時間を超過してはならない。また、時間外労働時間数は、年間720時間を超えてはならない。ただし、新商品の開発業務に従事し、労働基準法第36条の一部の適用が除外されている者については、この限りでない。
- 9 会社は、従業員の健康及び福祉を確保すること及び前項の規定に従業員に遵守させるため、時間外労働及び休日労働を合算した時間が月80時間を超えたときは、速やかに、当該者に対し、その情報を通知するものとする。

(災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等)

第53条 災害その他避けることのできない事由により臨時の必要がある場合は、36協定の定めによらず、所轄労働基準監督署長の許可を受け又は事後に遅滞なく届け出ることにより、その必要の限度において時間外労働又は休日労働を命ずることができる。

(年少者及び妊産婦の時間外労働等)

- 第54条 満18歳未満の者に対しては、原則として、時間外労働、休日労働及び深夜業を命じない。
- 2 妊娠中又は産後1年を経過していない者が請求した場合は、時間外労働、休日労働及び深夜業を命じない。

(割増賃金を支払う場合)

第55条 所定外労働をさせた場合において、次の各号に掲げる時間があるときは、賃金規程に定めるところにより、時間外割増賃金を支払う。

(1) 1日については、8時間を超えて労働した時間

(2) 1週間については、40時間を超えて労働した時間（前号の時間を除く。）

(3) 変形期間については、変形期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（前各号の時間を除く。）

- 2 前項の時間を計算するときは、1日又は1週間の労働時間は実労働時間を用いるものとし、欠勤、遅刻、早退及び職場離脱のほか、年次有給休暇及び特別休暇等の時間を含めない。
- 3 法定休日に労働させた時間があるときは、賃金規程に定めるところにより、休日割増賃金を支払う。また、法定休日以外の休日に労働させた時間があるときであつて、第1項第2号に該当するときは、同条に定めるところにより、時間外割増賃金を支払う。
- 4 労働時間が深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までをいう。）にあるときは、

賃金規程に定めるところにより、深夜割増賃金を加算して支払う。

- 5 第 57 条（適用除外）に該当する者には、本条（深夜割増賃金を除く。）は適用しない。

（育児等を行う従業員の所定外労働等）

第 56 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、第 52 条（所定外労働及び休日出勤）の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定外労働をさせることはない。

- 2 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、第 52 条（所定外労働及び休日出勤）の規定及び 36 協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、時間外労働は、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を限度とする。

- 3 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある対象家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、深夜の時間帯に労働させることはない。

- 4 この規則において「対象家族」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫及び配偶者の父母とする。

- 5 本条の規定による請求ができる従業員の範囲、請求方法、請求の時期、効力期間及びその他の取扱いについては、育児・介護休業規程及び労使協定の定めるところによる。

第 4 節 適用除外

（適用除外）

第 57 条 監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者については、労働時間、休憩及び休日の規定は適用しない。

- 2 前項に該当する従業員については、労働時間の管理は自ら行うものとするが、当該従業員の健康確保のため、会社はタイムカード等により労働時間の状況を把握するものとする。

第 6 章 休暇及び休業

（年次有給休暇の付与）

第 58 条 会社は、従業員を入社月に応じて次の各号に区分し、当該各号に掲げるとおり、

年次有給休暇を付与する。

(1) 4月1日から9月30日までに入社した者…初年度に限り10月1日を会社が定める基準日（以下「所定基準日」という。）として10月1日から翌年3月31日までの6か月を一年度とみなし、一年度分として10日の年次有給休暇を付与する。

(2) 10月1日から翌年3月31日までに入社した者…初年度に限り翌年4月1日を所定基準日として翌年4月1日から翌々年3月31日までの1年間を一年度とみなし、10日の年次有給休暇を付与する。

2 二年度目以降については、毎年度4月1日を基準日とし、所定労働日の8割以上出勤した従業員に対しては次表に掲げる日数の年次有給休暇を付与する。

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度以降
日数	11日	12日	14日	16日	18日	20日

3 従業員は、年次有給休暇取得の趣旨をよく理解し、年間5日以上を取得を心がけなければならない。

4 年次有給休暇の有効期間は、付与日から2年間とする。

5 年次有給休暇の日については、通常の賃金を支払うものとし、その日は通常の出勤をしたものとして取り扱う。

6 所定労働時間が30時間未満であり、週所定労働日数が4日以下又は年間所定労働日数が216日以下の者に対する年次有給休暇の日数は、次表のとおりとする。

(1) 4月1日から9月30日までに入社した者…初年度に限り10月1日を会社が定める基準日（以下「所定基準日」という。）として10月1日から翌年3月31日までの6か月を一年度とみなし、一年度分として次表に掲げる日数の年次有給休暇を付与する。

(2) 10月1日から翌年3月31日までに入社した者…初年度に限り翌年4月1日を所定基準日として翌年4月1日から翌々年3月31日までの1年間を一年度とみなし、一年度分として次表に掲げる日数の年次有給休暇を付与する。

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤続期間
		6か月
4日	169～216日	7日
3日	121～168日	5日
2日	73～120日	3日
1日	48～72日	1日

7 前項の二年度目以降については、毎年度 4 月 1 日を基準日とし、所定労働日の 8 割以上出勤した従業員に対しては次表に掲げる日数の年次有給休暇を付与する。

週所定労働日数	年間所定労働日数	勤 続 期 間					
		2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度
5 日	—	11 日	12 日	14 日	16 日	18 日	20 日
4 日	169～216 日	8 日	9 日	10 日	12 日	13 日	15 日
3 日	121～168 日	6 日	6 日	8 日	9 日	10 日	11 日
2 日	73～120 日	4 日	4 日	5 日	6 日	6 日	7 日
1 日	48～72 日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日

8 年次有給休暇は、所定の出勤日以外の日について取得することはできない。

(出勤率)

第 59 条 前条の出勤率の算定に当たり、次の各号に掲げる期間は出勤したものとみなす。

- (1) 業務上の負傷、疾病による療養のための休業期間
- (2) 産前産後の休業期間
- (3) 育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業期間
- (4) 年次有給休暇を取得した日

2 前条の出勤率の算定につき、次の各号に掲げる期間であって労働しなかった日は、同項の所定労働日に含めない。

- (1) 会社側に起因する経営、管理上の障害による休業の期間
- (2) 正当な同盟罷業その他正当な争議行為により労務の提供が全くなされなかった期間

(半日単位年休)

第 60 条 会社は、年次有給休暇を午前と午後の半日ずつに分割して付与することができる。従業員が半日単位年休を取得したときは、0.5 労働日の年次有給休暇を取得したものととして取り扱う。

(時間単位年休)

第 61 条 会社は、労使協定に定めるところにより、第 58 条の年次有給休暇の日数（繰越し分を含む。）のうち、一年度につき 5 日を限度として、1 時間を 1 単位として、年次有給休暇を付与することができる。

2 時間単位年休を付与する場合における 1 日の年次有給休暇に相当する時間数は、1 日当たりの所定労働時間数（1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。以下同じ。）とする。ただし、日によって所定労働時間が異なる従業員については、一年度

における 1 日平均の所定労働時間数とする。

- 3 時間単位年休は 1 時間単位で付与する。
- 4 時間単位年休の時間については、通常の賃金を支払うものとし、その時間は通常の出勤をしたものとして取り扱う。

(年次有給休暇の取得手続)

第 62 条 従業員が年次有給休暇を取得しようとするときは、原則として 1 週間前までに、遅くとも前々日までに会社に届け出なければならない。

- 2 従業員が年次有給休暇を取得し、休日を含めて 1 週間以上勤務から離れるときは、原則として 1 か月前までに、遅くとも 2 週間前までに所定の手続により、会社に届け出なければならない。
- 3 年次有給休暇は本人の届出による時季に与えるものとする。ただし、その時季に与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季に変更することができる。
- 4 突発的な傷病その他やむを得ない事由により欠勤した場合で、あらかじめ届け出ることが困難であったと会社が承認した場合には、事後の速やかな届出により当該欠勤を年次有給休暇に振り替えることができる。ただし、当該承認は会社又は所属長の裁量に属するものとし、必ず行われるものではない。
- 5 第 58 条 (年次有給休暇の付与) の規定により付与する年次有給休暇 (繰越し分を含む。) のうち、5 日を超える分については、労使協定を締結し、当該協定の定めるところにより年次有給休暇の時季を指定することができる。この場合において従業員は、会社が特に認めた場合を除き、当該協定の定めるところにより年次有給休暇を取得しなければならない。
- 6 年次有給休暇取得の届出は、会社指定の用紙にて書面により行う。

(会社による時季指定)

第 63 条 会社が付与した年次有給休暇が 10 日以上 (前年度からの繰越し分を除く。) ある者に対しては、そのうちの 5 日分を上限として、基準日から 1 年以内に、会社が時季を指定することにより取得させる。ただし、会社による時季指定前に従業員本人が時季を指定して取得した日数分 (半日の取得を会社が認めた場合は 0.5 日分とする。) 又は計画的付与によって取得する日数分についてはこの限りではない。

- 2 会社は、前項本文の規定により、年次有給休暇の時季を定めようとするときは、その時季について当該従業員の意見を聴くものとし、会社は、当該意見を尊重するよう努めるものとする。
- 3 前項の意見聴取は、基準日から 6 か月を経過した時点において、年休取得日数が 5 日に満たない者に対して行う。意見聴取の方法は、所属長との面談とする。
- 4 第 2 項にかかわらず、取得希望日に沿った時季指定が困難なときは、従業員と面談のう

え、時季を決定する。また、会社が時季指定した日に、年次有給休暇を付与することが困難な事情が生じたときは、従業員と面談のうえ、代替の日を決定する。

- 5 従業員は、原則として、会社が時季指定した日を変更することはできない。ただし、やむを得ない事情があると会社が認めるときは、この限りでない。この場合には、従業員と面談のうえ、代替の日を決定する。
- 6 会社が時季指定した日が到来する前に、従業員自らが年次有給休暇を取得し、又は計画的付与が行われたときは、会社は、これらの日数分、当該時季指定した日を取り消すことができる。
- 7 この規定により時季が指定された年次有給休暇は、従業員の心身の回復のため必要最低限のものであることから、従業員はその趣旨をよく理解し、時季が指定された日に出社することのないようにしなければならない。仮に出社した場合であっても、会社は当該者に対して、会社への入場を禁止する。

(特別休暇)

第 64 条 従業員が次の各号に掲げる事由に該当し、会社がその必要を認めたときは、当該各号に定める日数（原則として連続する暦日数）の特別休暇を与える。

- (1) 本人が結婚（事実婚・同性婚を含む）するとき…結婚式又は入籍のいずれか遅い日から起算して1年以内の最大5日
 - (2) 子が結婚（事実婚・同性婚を含む）するとき…子の結婚式当日を含む最大2日
 - (3) 妻が出産するとき…出産予定日又は出産日を含む最大2日
 - (4) 父母、配偶者又は子が死亡したとき…死亡した日から最大5日
 - (5) 祖父母若しくは配偶者の父母又は兄弟姉妹が死亡したとき…死亡した日から最大2日
 - (6) その他前各号に準じ会社が必要と認めたとき…会社の認めた日数
- 2 従業員が特別休暇を取得しようとするときは、あらかじめ会社指定の用紙にて、書面により提出しなければならない。この場合において会社は従業員に対し、必要最小限の書類を提出させることができる。
 - 3 勤務時間中に特別休暇の取得事由が発生した場合は、その当日については早退を認め、翌日を起算日として特別休暇の取得を認める。
 - 4 特別休暇を取得した日については、無給とする。

(裁判員休暇)

第 65 条 従業員が次のいずれかの事由に該当する場合は、次のとおり休暇を与える。

- (1) 裁判員又は補充裁判員として裁判に参加する場合…必要な日数
 - (2) 裁判員候補者として裁判所に出頭する場合…必要な時間
- 2 裁判員休暇を取得した日については、無給とする。

- 3 裁判員休暇を取得する従業員は、裁判所から第1項に関する通知を受け取ったとき、及び裁判に参加又は裁判所に出頭したときは、出社後速やかに会社に報告しなければならない。
- 4 裁判員休暇取得の届出は、会社指定の用紙にて書面により提出しなければならない。

(会社都合による休業)

- 第66条 経営上又は業務上の必要があるときは、会社は従業員に対し休業（以下「会社都合による休業」という。）を命ずることができる。会社都合による休業を命じられた者は、労働時間中、自宅に待機し、会社が出社を求めた場合は直ちにこれに応じられる態勢をとらなければならない、正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- 2 会社都合による休業の期間は、原則として、賃金規程に定める休業手当の額を基準に定める賃金を支払うものとするが、事情によってその額を増額し、又は不可抗力等会社の責めに帰さない事情があるときに限り減額することができる。また、会社都合による休業に代えて在宅勤務又は臨時の勤務場所への一時異動を命ずることができる。

(公民権行使の時間)

- 第67条 従業員が労働時間中に選挙その他公民としての権利を行使するため、また、公の職務に就くため、あらかじめ届け出た場合は、それに必要な時間又は日を与えるものとする。ただし、業務の都合により、時刻を変更することができる。
- 2 前項の時間又は日は、原則として無給とする。
 - 3 第1項の時間又は日の届出は、会社指定の用紙にて書面により提出しなければならない。

(産前産後の休暇)

- 第68条 6週間以内（多胎妊娠の場合は14週間以内。以下本項において同じ。）に出産予定の女性従業員が請求した場合には、産前6週間以内の休暇を与えるものとする。
- 2 産後は、本人の請求の有無にかかわらず、出産日から8週間の休暇を与えるものとする。ただし、産後6週間を経過し、本人から請求があった場合には、医師により支障がないと認められた業務に就かせることができる。
 - 3 産前産後の休暇の期間は無給とする。
 - 4 本条から第71条までの請求は、会社指定の用紙にて書面により提出しなければならない。

(母性健康管理のための休暇等)

- 第69条 妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員が、所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために、通院休暇を請求した場合には、次の範囲

で休暇を与えるものとする。ただし、不就労時間に対する部分は無給とする。

(1) 産前の場合…次による。ただし、医師等がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な時間とする。

- | | |
|--------------------|-----------|
| ① 妊娠 23 週まで | 4 週間に 1 回 |
| ② 妊娠 24 週から 35 週まで | 2 週間に 1 回 |
| ③ 妊娠 36 週から出産まで | 1 週間に 1 回 |

(2) 産後（1 年以内）の場合…医師等の指示により必要な時間とする。

2 妊娠中又は産後 1 年を経過しない女性従業員から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨の申出があった場合には、次の措置を講ずるものとする。ただし、不就労時間に対する部分は無給とする。

(1) 通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、妊娠中の通勤の緩和措置…1 時間以内の時差出勤

(2) 休憩時間について指導された場合は、妊娠中の休憩措置…休憩回数の増加、休憩時間の延長

(3) 妊娠中、出産後の諸症状の発生又はそのおそれがあると指導された場合は、妊娠中、出産後の諸症状に対応する措置…勤務時間の短縮、休業等

3 第 1 項の請求及び前項の申出をする者は、医師等の指示又は指導内容が記載された証明書会社を提出しなければならない。

(生理日の措置)

第 70 条 生理日の就業が著しく困難な女性従業員が請求した場合には、1 日又は半日若しくは請求があった時間における就労を免除する。

2 前項の措置による不就労時間に対する部分は無給とする。

(育児時間)

第 71 条 生後 1 年未満の子を育てる女性従業員が請求した場合には、休憩時間のほかに 1 日 2 回、各々 30 分の育児時間を与えるものとする。

2 育児時間を、始業時刻または終業時刻に接続もしくは一括して取得することができる。

3 第 1 項の措置による不就労時間に対する部分は無給とする。

(育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務、子の看護等休暇及び介護休暇等)

第 72 条 育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務、子の看護等休暇及び介護休暇等の適用を受けることができる従業員の範囲その他必要な事項については、育児・介護休業規程及び労使協定の定めるところによる。

第7章 賃 金

(賃金)

第73条 賃金については、別途定める賃金規程による。

第8章 休職及び復職

(休 職)

第74条 従業員が、次の各号のいずれかに該当したときは、休職を命ずる。ただし、原則として、復職が見込まれることを前提とする。また、本条の規定は、試用期間中の従業員、契約社員、パートタイマー、嘱託社員には適用しない。

(1) 業務外の傷病により労務不能の状態が、次のいずれかの場合に該当し、業務に支障をきたすものと認められるとき。

- ① 労務不能の日数が、休日を含め、連続30日を超えたとき
- ② 労務不能の日数が、休日を含め、連続30日以上になる見込みのとき
- ③ 労務不能による欠勤があり、最初の欠勤日から3か月間における出勤率が2割に満たなかったとき

(ただし、勤務状況によっては、それに至る前に休職を命じることがある。)

(2) 出勤はしているものの、精神又は身体上の疾患により労務提供が不完全であると認めるとき。

(3) 出向等により、他の会社又は団体の業務に従事するとき。

(4) その他業務上の必要性又は特別の事情があつて休職させることを適当と認めるとき。

(休職期間)

第75条 前条の休職期間は、書面により会社が指定した日（以下「発令日」という。）を起算日とし、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める期間とする。ただし、休職の事由又は程度を勘案し、会社は、その裁量により、休職を認めず、又はその期間を短縮することができる。

(1) 前条第1号及び第2号に該当する場合…次表のとおりとする。

勤続期間	休職期間
1年未満	1か月
1年以上	3か月

(2) 前条第3号及び第4号に該当する場合…会社が必要と認める期間

- 2 従業員が復職後6か月以内に同一又は類似の事由により完全な労務提供ができない日が、継続または断続を問わず2週間（休日を含む）続いたときは、復職を取り消し、直ちに休職させる。また、従業員が復職後2か月以内に同一または類似の理由により遅刻・早退・欠勤が3回以上あったときは、復職を取り消し、休職とすることがある。これらの場合、休職期間は復職前の休職期間と通算し連続しているものとみなし、休職期間は復職前の休職期間の残存期間とする。ただし、前の休職において、復職時点で残存期間がない場合には、再び休職となった時点で自然退職となる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休職期間中に第84条に定める退職の事由が生じたときは、その日をもって休職期間が満了したものとみなす。
- 4 従業員が休職する場合、会社は、従業員に対し休職事由を証明する書類を提出させることができる。また、当該書類に有効期間の定めがある場合は、有効期間満了の都度再提出させることができる。
- 5 従業員に前条第1号又は第2号（以下「私傷病休職」という。）の事由が認められる場合、休職させる必要性の判断をするために、会社は従業員に会社の指定する医師の診察を受けさせ診断書の提出を命じることができる。また、診断書に記された就業禁止期間満了の都度再提出させることができる。
- 6 会社と従業員は、原則として休職前に面談を実施するものとする。また、会社が必要と認めた時は、従業員の家族等も同席の上で面談することがある。
- 7 休職期間、起算日、休職事由等は、書面で通知する。

(休職期間の取扱い)

- 第76条 休職期間は、会社の業務の都合による場合及び会社が特別な事情を認めた場合を除き、前条の勤続期間に通算しないものとする。ただし、第58条に定める年次有給休暇の付与に関する勤続期間については、通算するものとする。
- 2 休職期間中の健康保険料（介護保険料を含む。）、厚生年金保険料、住民税等であって、従業員の月例賃金から通常控除されるものについては、会社は従業員に対し請求書を送付する。従業員は当該請求書に記載された保険料、税金等を指定期限までに会社に支払わなければならない。このときの振込手数料は従業員の負担とする。
 - 3 休職期間中は、無給とする。

(復 職)

- 第77条 従業員の休職事由が消滅したと会社が認めた場合、又は休職期間が満了した場合は、原則として、休職前の職務への復職を命ずる。ただし、旧職務への復帰が困難な場合又は不相当と会社が認める場合には、旧職務とは異なる職務に配置することができる。
- 2 休職中の従業員が復職を希望する場合には、所定の手続により会社に申し出なければ

ならない。

- 3 休職期間が満了しても復職できないときは、原則として、休職期間満了の日をもって自然退職とする。
- 4 本条に定める手続は、次の各号に掲げるところにより行う。
 - (1) 従業員が復職を希望するとき…復職申出書に主治医の意見書を添付して届け出る。
 - (2) 復職を命ずるとき…復職に関する確認書を交付する。
 - (3) 休職期間が満了しても復職できないとき…休職期間満了通知書により通知する。

(私傷病休職中の服務)

第 78 条 私傷病休職の場合、従業員は当該傷病の治療に専念しなくてはならない。治療目的から逸脱する行動及び会社の信用を失墜させるような行為が認められた場合は、休職を打ち切り、懲戒処分にあることがある。

- 2 休職期間中に会社から状況の報告を求められた場合、従業員はこれに応じなければならない。会社からの請求があるにもかかわらず、従業員が正当な理由なく状況報告を怠り又は拒否した場合は、休職を打ち切り、休職期間が満了したものとみなすことがある。
- 3 会社は、必要があると認める場合、本人の同意を得たうえで、会社が指定する医師（産業医）に主治医の復職等に関する意見を求めさせ、会社に報告させることがある。
- 4 主治医、家族その他社外の者からの情報収集又は情報提供は、原則として本人の同意を得て行うものとし、同意のあった目的以外に使用しない。ただし、次の各号のすべてに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために個人情報を取得する必要がある場合
 - (2) 個人情報の取得について本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 個人情報の取得が急を要する場合
- 5 従業員は、適宜会社の求めに応じて、会社指定の用紙にて書面により近況を報告しなければならない。

(私傷病休職の場合の復職)

第 79 条 私傷病休職に係る第 77 条（復職）第 1 項の「従業員の休職事由が消滅したと会社が認めた場合」とは、休職者から復職の申出があったとき又は休職期間満了時において、傷病等が治癒（休職前に行っていた通常の業務を遂行できる程度に回復すること又は回復が見込まれることをいう。）し、かつ、次の各号のいずれにも該当し、又は該当するものと会社が判断したときとする。

- (1) 職場復帰に対して十分な意欲があり、従前の職務を行ったとしても、症状を悪化させるおそれがないこと。
- (2) 独力で安全に通勤ができること。
- (3) 所定勤務日かつ所定の始業・終業時刻による定時勤務をしても、症状が悪化するお

それがないこと。

- (4) 業務に最低限度必要とされる作業(事務処理、パソコンの操作、軽度の身体的作業)を遂行することができること。
 - (5) 日々の業務による疲労が翌日まで蓄積することがないこと。
 - (6) 適切な睡眠覚醒リズムが整っていること。
 - (7) 投薬の影響等による昼間の眠気がないこと。
 - (8) 業務遂行に必要な最低限度の注意力及び集中力が回復していること。
 - (9) 健康時に行っていた通常の業務を遂行することができる程度の健康状態に回復していること。
- 2 会社は、前項の判断を行うために、主治医の診断書の提出、休職者との面談及び会社が指定する医師の診断を指示することができる。当該指示を拒否した場合であって、復職の判断が不能であるときは、原則として、休職期間満了による退職とする。
- 3 復職日は、第1項の判断に基づき会社が決定するものとする。この場合において、主治医の意見と会社が指定する医師の意見が異なるときは、会社が指定する医師の意見を優先する。
- 4 復職した者については、本人の健康状態、業務の都合等を勘案し、その就業場所、職種又は職務を転換することができる。
- 5 会社に提出する医師の意見書、診断書の費用は、会社が提出を求め、または医師を指定した場合も含めて従業員の負担とする。
- 6 従業員が復職後1か月以内に通院等のため有給休暇を取得するときは、復職する前に会社に申請するものとする。

第9章 解 雇

(解 雇)

第80条 従業員が次の各号のいずれかに該当する場合は解雇とする。

- (1) 私傷病によって労働能力を喪失したとき。
- (2) 体調不良、心身虚弱等の状態が続き、職務に堪えられない、又は労務提供が不完全と認められるとき。
- (3) 職務の遂行に必要な能力を著しく欠き、会社が行う体系的な教育、指導にもかかわらず向上が見込めず、他の職務に転換させることもできないとき。
- (4) 勤務意欲が低く、業務命令に従わず、これに伴い、勤務成績・業務能率全般が不良で、業務に適さないと認められるとき。
- (5) 特定の地位、職種又は一定の能力を条件として雇い入れられた者にもかかわらず、能力又は適格性に欠け、果たすべき職責が全うできないと認められるとき。

- (6) 勤務態度不良・協調性がない等、職場秩序を維持する意欲が認められず、会社が行う体系的な教育、指導にもかかわらず改善が見込めないとき。
 - (7) 正当な理由のない遅刻及び早退、並びに欠勤及び直前の休暇請求が多く、職務懈怠により労務提供が不完全であると認められるとき。
 - (8) 会社内外を問わず、暴力・暴言等社会的規範から逸脱した非違行為を繰り返し、従業員としての適性がないと認められるとき。
 - (9) 重大な懲戒事由に該当するとき。
 - (10) 前号に該当しない懲戒事由に該当する場合であって、改悛の情が認められなかったり、繰り返したりして、改善が見込めないとき。
 - (11) 事業の縮小その他会社によむを得ない事由がある場合で、かつ、他の職務に転換させることができないとき。
 - (12) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業の継続が不可能となり、雇用を維持することができなくなったとき。
 - (13) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。
- 2 前項各号に該当した場合において、解雇に先立ち、会社は当該従業員に退職を勧奨することがある。
- 3 退職勧奨による雇用の終了に際しては、会社は、当該従業員と退職合意書を取り交わすものとする。

(解雇予告)

第 81 条 前条の定めにより、従業員を解雇するときは、次の各号に掲げる場合を除き、30 日前に本人に予告し、又は平均賃金の 30 日分に相当する解雇予告手当を支給する。

- (1) 日々雇い入れられる者で雇用期間が 1 か月を超えない者を解雇する場合
 - (2) 2 か月以内の期間を定めて雇用した者を当初の契約期間中に解雇する場合
 - (3) 試用期間中であって採用日から 14 日以内の者を解雇する場合
 - (4) 本人の責めに帰すべき事由によって解雇するときであって、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合
 - (5) 天災事変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能となったことにより解雇するときであって、所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合
- 2 前項の予告日数については、予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

(解雇制限)

第 82 条 従業員が次の各号に該当するときは、当該各号に定める期間中は解雇しない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のため、事業の継続が不可能となった場合、又は第 103 条の打切補償を行った場合には、この限りでない。

- (1) 業務上の傷病による療養のために休業する期間及びその後 30 日間

- (2) 産前産後の女性従業員が休業する期間及びその後 30 日間
- 2 従業員が療養の開始後 3 年を経過した日において労働者災害補償保険法に基づく傷病補償年金を受けているときは当該 3 年を経過した日、又は療養の開始後 3 年を経過した日後において傷病補償年金を受けることとなった場合は当該傷病補償年金を受けることとなった日において、それぞれ、前項ただし書の打切補償を行ったものとみなす。

(解雇理由証明書)

第 83 条 従業員は、解雇の予告がなされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について会社に対し証明書を請求することができ、会社は当該請求があった場合には、遅滞なくこれを交付するものとする。ただし、解雇の予告がなされた日以後に従業員が当該解雇以外の理由で退職した場合は、この限りでない。

第 10 章 退職及び定年

(退 職)

第 84 条 従業員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは退職とし、次の各号に定める事由に応じて、それぞれ定められた日を退職の日とする。

- (1) 本人が死亡したとき。…死亡した日
- (2) 定年に達したとき。…定年年齢に達した日の属する賃金計算期間の末日
- (3) 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき。…期間満了の日
- (4) 本人の都合により退職を申し出て会社が承認したとき。…会社が退職日として承認した日
- (5) 前号の承認がないとき。…退職を申し出て 2 週間を経過した日
- (6) 役員に就任したとき。…就任日の前日
- (7) 従業員が、無断欠勤連続 10 労働日に及んだとき。…その最終の日
(当該日をもって自己退職したものとする。ただし、会社への連絡が、病気その他特別の理由によりできなかったと会社が認めたときは、会社は取り消すことができる。)
- (8) 解雇されたとき。…解雇の日
- (9) 外国人である従業員がその在留資格がなくなったとき又は就労活動が不可となったとき。…その日
- (10) 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき。…期間満了の日
- (11) その他、退職につき労使双方が合意したとき。…合意により決定した日

(合意解約による退職手続)

第 85 条 従業員が自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職予定日の 2

か月前までに、会社に申し出なければならない。退職の申出は、やむを得ない事情がある場合を除き、退職願を提出することにより行わなければならない。

- 2 退職願が、所属長により受理されたときは、会社がその意思を承認したものとみなす。
この場合において、原則として、従業員はこれを撤回することはできない。
- 3 退職願を提出した者は、退職日までの間に必要な業務の引継ぎを完了しなければならない。
退職日からさかのぼる2週間は現実に就労しなければならない。
- 4 業務の引継ぎは、関係書類を始め保管中の金品等及び取引先の紹介その他担当職務に関わる一切の事柄につき確認のうえ、確実に引継ぎ者に説明し、又は引き渡す方法で行わなければならない。

(定年等)

第86条 従業員の定年は、満60歳に達した日とし、60歳に達した日の属する賃金計算期間の末日を定年退職日として退職とする。

- 2 無期転換者の定年は、無期転換後の労働契約の初日が属する日における年齢により、次の各号に区分し、当該各号に掲げる日とし、それぞれの年齢に達した日の属する賃金計算期間の末日を定年退職日として退職とする。

(1) 60歳未満…60歳に達した日

(2) 60歳以上65歳未満…65歳に達した日

(3) 65歳以上…無期転換の日から起算して1年を経過した後に最初に到来する誕生日の前日

- 3 65歳未満の定年に達した従業員が希望する場合は、最長65歳まで嘱託社員として継続雇用するものとする。
- 4 嘱託社員として継続雇用されることを希望する者は、別に定めるところにより、会社が定める書類を提出しなければならない。

(継続雇用しない事由)

第87条 前条の規定にかかわらず、従業員が希望する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する者については、定年をもって退職とするものとし、継続雇用は行わない。

(1) 第80条(解雇)の解雇事由のいずれかに該当する者

(2) 第84条(退職)の退職事由(年齢に関するものを除く。)のいずれかに該当する者

(継続雇用に係る有期雇用契約)

第88条 嘱託社員としての労働契約は、最長1年間の有期労働契約とし、会社は、当該労働契約の更新に際しては、当該労働契約に定める判断基準により、次期契約の有無を判断することがある。

- 2 更新後の労働契約に係る労働条件は、更新の都度見直すものとし、嘱託社員が会社の提

示する労働条件に合意した場合に限り、新たな労働契約を締結するものとする。

3 継続雇用後の労働条件は、別に定める個別労働契約書等に定めるところによる。

(65 歳以上継続雇用)

第 89 条 第 86 条（定年等）第 3 項の継続雇用満了後、引き続き雇用されることを希望し、次のいずれにも該当する者については、最長満 70 歳に達するまで、嘱託社員として継続雇用する。

(1) 第 87 条（継続雇用しない事由）各号のいずれにも該当しない者

(2) 前条（継続雇用に係る有期雇用契約）第 1 項各号に照らして契約の更新が認められた者

(65 歳以上継続雇用に係る有期雇用契約)

第 90 条 65 歳以上の嘱託社員としての労働契約については、第 88 条（継続雇用に係る有期雇用契約）の規定を準用する。

(退職及び解雇時の手続)

第 91 条 従業員が退職し、又は第 80 条（解雇）の規定により解雇された場合は、会社から貸与された物品その他会社に属するものを直ちに返還し、会社に債務があるときは退職又は解雇の日までに精算しなければならない。また、返還のないものについては、相当額を弁済しなければならない。

2 従業員が、退職し、又は解雇されたときは、会社は、賃金等について次の各号に定める時期に支払うものとする。

(1) 通常の賃金……退職日を含む賃金支払期間に係る賃金支払日

(2) 臨時の賃金……原則、前号と同様。ただし、退職又は解雇した者から請求があった場合に限り、請求があった日から 7 日以内

3 会社は、その他必要な手続を行う。また、従業員の権利に属する金品について返還するものとする。

4 退職し、又は解雇された従業員が、次の各号に掲げる事項のいずれかについて、退職証明書又は解雇理由証明書を請求したときは、会社は遅滞なくこれを交付するものとする。

(1) 使用期間

(2) 業務の種類

(3) その事業における地位

(4) 賃金

(5) 退職の事由（退職の事由が解雇である場合は、その事由も含む）

5 退職し、又は解雇された従業員は、退職し、又は解雇された後もその在職中に行った職務、行為並びに離職後の守秘義務に対して責任を負わなければならない。

- 6 退職し、又は解雇された従業員が、前項に違反し、会社が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 11 章 退職金

(退職金等)

第 92 条 従業員の退職金は、支給しない。

第 12 章 安全衛生及び災害補償

第 1 節 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第 93 条 会社及び従業員は、安全衛生に関する諸法令及び会社の諸規程を守り、災害の防止と健康の保持増進に努めなければならない。

(自己保健義務)

第 94 条 従業員は、日頃から自らの健康の保持、増進及び傷病予防に努め、会社が実施する所定の健康診断は必ず受診し、健康に支障を感じた場合には、進んで医師の診療を受ける等して、会社に申し出てその回復のため療養に努めなければならない。

- 2 従業員は、危険を防止するための会社が講ずる各種措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(受診義務)

第 95 条 会社は、感染症法に定める疾病のほか、精神的疾患その他就業上影響のある疾病の疑いがある場合、配転、復職等の人事異動に伴い必要な場合、又は業務上予防することが必要な疾病の健診を行う場合には、従業員に対し産業医、嘱託医、又は会社の推薦、指定する医師の受診を命ずることがある。

(就業制限)

第 96 条 会社は、法令に定める危険又は有害な業務若しくは重量物を取り扱う業務に、女性及び年少者である従業員を就かせない。

- 2 会社は、法令に定める危険業務に、必要な技能又は経験のない従業員を就かせない。

(就業禁止)

第 97 条 会社は、次の各号のいずれかに該当する者については、あらかじめ、産業医その他専門医の意見をきいて、その就業を禁止する。

- (1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法（感染症法）に定める病等に罹った者
- (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
- (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者

2 前項の規定にかかわらず、会社は、次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止することがある。

- (1) 従業員の心身の状況が業務に適しないと判断したとき。
- (2) 当該従業員に対して、国等の公の機関から、外出禁止又は外出自粛の要請があったとき。

3 会社は、前二項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、会社が指定する医師の意見を聴くものとする。また、従業員は、前二項に該当するおそれがあるときは、直ちに会社に届け出なければならない。

4 従業員の同居の者が感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法（感染症法）に定める病等に罹り、またはその疑いのある場合は、直ちに会社へ届け出て、必要な指示を受けなければならない。

5 第 1 項・第 2 項および第 4 項の規定により、就業を禁止された期間は、無給とする。ただし、会社が必要と認めるときは、賃金規程に定める休業手当を支給し、又は在宅での軽易な業務を命ずることができる。

(健康診断)

第 98 条 常時雇用される従業員に対しては、入社の際及び毎年 1 回定期的に健康診断を行う。該当する従業員は、これらの健康診断は必ず受診しなければならない、これを拒否することができない。ただし、会社が指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行う健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業主に提出したときは、この限りでない。この場合において当該費用は自己負担とする。

2 深夜業を含む業務等に従事する者及び法令で定める有害業務に従事する者には、別途法令に基づく回数及び特別の項目による健康診断を付加する。これ以外の場合であっても、会社が必要と判断した場合はこれに準じて扱う。

3 会社は、前二項の健康診断の結果を本人に速やかに通知するとともに、異常の所見があり、必要と認めるときは、就業を一定期間禁止し、又は配置転換を行い、その他健康保健上必要な措置を命ずることができる。

- 4 従業員より、性自認に基づき個別的な希望があった場合、他の医療機関での個別健康診断を認め、案内する等の必要な配慮を行わなければならない。

(面接指導)

第 99 条 休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 か月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる従業員が申し出たときは、会社は、医師による面接指導（問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。）を行うものとする。

- 2 前項に定めるほか時間外労働が 1 か月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる従業員に対して面接指導を行うことができる。
- 3 会社は、面接指導を行ったときは、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該従業員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。

(心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導)

第 100 条 会社は、従業員に対し、医師、保健師又は一定の研修を受けた看護師若しくは精神保健福祉士（以下「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を行うことができる。実施の細目については、関係法令の定めるところにより会社が決定する。

- 2 前項の検査の結果は、当該検査を行った医師等から検査を受けた従業員に通知されるものとし、あらかじめ当該従業員の同意を得た場合に限り、当該医師等より会社にも結果が提供されるものとする。
- 3 会社は、前項の通知を受けた従業員であって法令で定める要件に該当するものが申し出たときは、当該従業員に対し、医師による面接指導を行う。
- 4 会社は、前項の面接指導の結果に基づき、当該従業員の健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴くものとする。
- 5 会社は、前項の医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該従業員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。

(指定医健診)

第 101 条 従業員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は従業員に対し、会社の指定する医師の健康診断を受けさせることができる。なお、これは業務上の必要性に基づくものであるため、従業員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

- (1) 傷病による欠勤が連続 7 日間を超える場合
- (2) 長期の傷病欠勤後出勤を開始しようとする場合

- (3) 傷病を理由にたびたび欠勤する場合
- (4) 傷病を理由に労働時間の短縮又は休暇、職種若しくは職場の変更を希望する場合
- (5) 業務の能率、勤務態度等により、身体又は精神上の疾患に罹患していることが疑われる場合
- (6) その他会社が必要と認める場合

第2節 災害補償

(災害補償)

第102条 従業員の業務上の傷病に対する療養補償、休業補償、障害補償及び業務上の死亡に対する遺族補償、葬祭料については、労働基準法の定めるところによりこれを行う。

(打切補償)

第103条 労働基準法に基づく療養補償又は労働者災害補償保険法に基づく療養補償給付を受ける従業員が療養開始後3年を経過しても、負傷又は疾病が治癒しない場合は、労働基準法の定めるところにより、打切補償を行い、その後の補償は行わない。

(災害補償と法令との関係)

第104条 従業員が同一の事由について、労働者災害補償保険法その他の法令、各種保険等による給付を受ける場合は、その価額の限度において、会社は第102条（災害補償）の規定に基づく補償を行わない。

第13章 教育訓練

(自己啓発義務)

第105条 従業員は、会社の行う教育訓練を受ける義務を有するとともに、自らも進んで自己啓発に努め、自己研鑽及び自己の職業能力開発及び向上に積極的に取り組まなければならない。

(教育研修)

第106条 会社は、従業員に対して、業務に関する知識を高め、技術の向上を図るため必要な教育を行う。

2 従業員は、会社が行う教育の受講を命じられたときは、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

3 会社が業務上の必要性を認め、会社の業務命令により行われる教育研修は、原則として

所定労働時間内に実施するものとする。研修が所定労働時間外に及ぶときは、所定外労働とし、会社の休日に行われるときは、あらかじめ他の労働日と振り替える。

4 会社は、各種ハラスメントを防止するため、従業員に対し必要な教育・研修を実施する。

第 14 章 懲戒

(懲戒の基本原則)

第 107 条 会社は、第 4 章の服務規律に従わず、是正が必要な従業員に対し、適切な指導及び口頭注意を行うものとする。口頭注意は、当該従業員に非違行為の内容を口頭で指摘し、必要な助言を行い、改善策を求めることにより行う。

2 前項にかかわらず、なお改善が行われず企業秩序を維持するために必要があると認めるときは、本章に定める懲戒処分を行うことができる。

(懲戒の種類、程度)

第 108 条 懲戒の種類及び程度は、その情状により次のとおりとする。

(1) 戒告…書面において警告を行い、将来を戒める。この場合、事前に面接を行う場合と、行わない場合がある。

(2) 譴責…始末書を提出させ、書面において警告を行い、将来を戒める。この場合、事前に面接を行う場合と、行わない場合とがある。

(3) 減給…始末書を提出させて、減給する。ただし、1 回につき平均賃金の 1 日分の半額、総額においては一賃金支払期の賃金総額の 10 分の 1 を超えない範囲でこれを行う。

(4) 出勤停止…始末書を提出させ、60 労働日以内の出勤を停止する。その期間の賃金は支払わない。

(5) 降格、降職…資格等級や役職を引き下げる。この場合、労働条件の変更を伴う。

(6) 諭旨解雇…懲戒解雇相当の事由がある場合で、本人に反省が認められるときは退職届を提出するように勧告する。ただし、勧告に従わないときは懲戒解雇とする。

(7) 懲戒解雇…予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において、労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当を支給しない。

2 懲戒は、当該非違行為に関する教育指導とともに前項第 1 号から第 6 号又は第 7 号の順に段階的に行うものであり、各号の懲戒を行ったにもかかわらず、改悛の見込みがなく、かつ、非違行為を繰り返す場合には、上位の懲戒を行うことを原則とする。

(懲戒の事由)

第 109 条 従業員が、第 4 章（服務規律）の各規定その他この規則及び諸規程に違反したと

きは、前条に定めるところにより、懲戒処分を行う。

2 前項にかかわらず、従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、諭旨解雇又は懲戒解雇とする。ただし、情状により、前条に定める戒告、譴責、減給、出勤停止又は降格、降職とすることができる。

- (1) 正当な理由なく、欠勤が10日以上に及び、出勤の督促に応じない又は連絡が取れないとき。
- (2) 故意又は重大な過失により、会社の施設、設備に損害を与える等、会社に重大な損害を与えたとき。
- (3) 重要な経歴を偽り採用されたとき、及び重大な虚偽の届出又は申告を行ったとき。
- (4) 正当な理由なく配転等の重要な職務命令に従わず、職場秩序を乱したとき。
- (5) 許可なく自ら事業を行なったとき。
- (6) 暴力、暴言その他の素行の不良で、著しく会社内の秩序又は風紀を乱したとき（ハラスメントによるものを含む。）。
- (7) 会社及び関係取引先の重大な秘密個人情報（個人番号を含む。）その他の情報を、故意に漏えいし、又は漏えいしようとしたとき。
- (8) 会社及び会社の従業員、又は関係取引先を誹謗若しくは中傷し、又は虚偽の風説を流布若しくは喧伝し、会社業務に重大な支障を与えたとき。
- (9) 刑法その他刑罰法規の各規定に違反する行為を行ったとき。
- (10) 会計、決算、契約にかかわる不正行為又は不正と認められる行為、職務権限の逸脱等により、金銭、会計、契約等の管理上ふさわしくない行為を行い、会社に損害を与え、その信用を害すると認められるとき。
- (11) 反社会的勢力またはそれに準ずる団体や個人と関係があることが判明したとき。
- (12) 正当な理由なく、業務上の指示・命令に従わなかったとき。
- (13) 第29条（あらゆるハラスメントの禁止）に違反し、その情状が悪質と認められるとき。
- (14) 第4章（服務規律）に違反し、その情状が悪質と認められるとき。
- (15) たとえ軽微な非違行為であっても、再三の注意、指導にかかわらず改悛又は向上の見込みがない場合
- (16) その他この規則及び諸規程に違反し、又は非違行為を繰り返し、あるいは前各号に準ずる重大な行為があったとき。

（懲戒の手続）

第110条 会社が懲戒処分を行おうとするときは、処分の内容、非違行為、懲戒の事由等を書面で従業員に通知するものとする。

2 懲戒解雇に該当するときであって、行方が知れず懲戒解雇処分の通知が本人に対してできない場合は、届出住所又は家族の住所への郵送により懲戒解雇の通知が到達したも

のとみなす。

- 3 諭旨解雇又は懲戒解雇に該当するおそれのあるときは、当該従業員に対し、弁明の機会を付与する。

(損害賠償)

第 111 条 従業員及び従業員であった者が故意又は重大な過失によって会社に損害を与えたときは、当該従業員又は従業員であった者に対し、損害の全部又は一部の賠償を求めることができる。ただし、従業員は、損害賠償を行ったことによって懲戒を免れることはできない。また、懲戒処分を受けたことによって損害賠償の責めを免れることはできない。

(自宅待機及び就業拒否)

第 112 条 この規則に違反する行為があったと疑われる場合で、調査・処分決定までの前置措置として必要があると認められるときは、会社は、従業員に対し自宅待機を命ずることができる。自宅待機を命じられた者は、自宅待機していること自体が労務の提供であり、労働時間中自宅に待機し、会社が出社を求めた場合には、直ちにこれに応じられる態勢をとらなければならない、正当な理由なくこれを拒否することはできない。また、会社は自宅待機中は、通常の賃金を支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、従業員の行為が懲戒解雇事由に該当し、若しくはそのおそれがある場合又は不正行為の再発若しくは証拠隠滅のおそれがある場合においては、会社は調査及び審議が終了するまでの間、就業を拒否することができる。この場合、その期間中は無給とする。

(管理監督責任)

第 113 条 本章に定める懲戒の対象となった従業員の非違行為について、上司の管理監督責任が問われる場合においては、当該上司についても、本章に定める懲戒の対象とすることができる。

第 15 章 その他

(差別の禁止)

第 114 条 会社は、従業員の労働条件に関して、国籍・人権・民族・社会的身分・宗教・信条・出身・年齢・性別・性的指向・性自認・性表現・障害等を理由として、不当な差別を行わない。

(相談窓口)

第 115 条 会社は、次に関する事項、その他この規則に関する事や日常業務における問題点等の相談及び苦情の申し出について、適宜受け付けるものとする。

(1) 第 12 条（労働条件の明示）第 1 項第 8 号に定める契約社員、パートタイマーおよび嘱託社員の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

(2) 第 29 条（あらゆるハラスメントの禁止）に定めるハラスメント等に関する事項

(3) 第 72 条（育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務、子の看護等休暇及び介護休暇等）に関する事項

2 相談窓口は理事会に設置し、代表理事が統括管理する。また、会社と契約を締結した一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）を社外相談窓口として定めるものとする。

(改 定)

第 116 条 この規則（付属規程を含む。）を改定する場合は、会社の全従業員の過半数を代表する者の意見を聴いて行うものとする。

附 則

1 この規則は 2024 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則は 2025 年 4 月 1 日から改定し施行する。